

## 法第34条第8号審査基準

### 1 申請者

申請者（事業者に限る。）は、火薬類取締法（昭和25年5月4日法律第149号）第12条の許可を取得したもの又は当該許可を取得する見込みが明らかかな者であること。

### 2 予定建築物の用途等

自己の業務の用に供するものであり、火薬類取締法第2条に規定する火薬類を貯蔵する火薬庫の用に供する建築物又は第一種特定工作物であること。

### 3 予定建築物の規模

予定建築物の規模は、次のいずれかに該当すること。

用途地域の指定のない区域にあつては建ぺい率60%（建築基準法第53条第3項第2号に該当するものは70%）以下、容積率200%以下、高さ10メートル以下（「高さ」とは、建築基準法施行令第2条第1項第6号に規定するものをいう。）であること。なお、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律（平成12年法律第73号）による附則第7条が適用された場合は、これによるものとする。

用途地域の指定のある区域にあつては、それに適合しているものであること。

附則 この基準は平成15年8月1日より施行する。

附則 この基準は平成19年11月30日より施行する。